

2010年12月7日

📖 国務院による「外国企業常駐代表機構登記管理条例」  
の公布について

第18号

企画部 調査課

2010年11月19日付で、国務院による「外国企業常駐代表機構登記管理条例」（中華人民共和國国務院令第584号 以下は「条例」と略称）が公布された。「条例」は2011年3月1日実施される。

現行の外国企業常駐代表機構登記関連の基本法規である「外国企業常駐代表機構登記管理弁法」（以下は旧「弁法」と略称）は、1983年3月に国家工商行政管理局から公布されたものである。その後、中国の社会経済環境の変化に応じて、財政部、国家税務総局、国家工商総局、対外貿易経済合作部<sup>1</sup>等関連部門より数多くの関連規定が公布されており、外国企業常駐代表機構に対し管理規範化が図られてきている。特に2010年に入って、1月に国家工商行政管理総局、公安部による「外国企業常駐代表機構登記管理強化関連通知」、2月に国家税務総局による「外国企業常駐代表機構税収管理暫定弁法」がそれぞれ公布され、外国企業常駐代表機構の登記管理及び税務管理が強化されるようになった。

一方、中国政府の関連部門により基本法規である「弁法」に対して修正、改正作業が行われており、2008年9月に「外国企業常駐代表機構登記管理条例」（意見徴収稿）を公表し、社会に公開に意見徴収を行った。その公開意見徴収の結果を踏まえて、このたび国務院の条例として正式に公布された。「条例」は、1983年「弁法」について、代表機構の設立登記、変更、抹消、業務活動等全面的な改正をしており、外国企業常駐代表機構に対する監督管理を規範化、強化することを目的としている。「条例」の修正ポイントが以下の通りである。



◆外国企業常駐代表機構の性質と業務範囲の明確化

「条例」の第2条に「本条例における外国企業常駐代表機構（以下、代表機構と略す）とは、外国

<sup>1</sup>対外貿易経済合作部が現在商務部の前身である。


企業が本条例の規定に基づき、中国域内で設立した当該国企業の業務に関連する非営利性活動を行う事務機構を指す。」と外国企業常駐代表機構の性質を明確しており、更に第13条に、「代表機構は営利性活動に従事してはならない。」として、代表機構が営利性活動に従事することを明確に禁止している<sup>2</sup>。

更に、「条例」は、代表機構の業務範囲を明確にしている。(従来の「弁法」は代表機構が「非直接経営活動に従事する」機構であることを規定しているが、代表機構の業務範囲について具体的に規定していなかった。)

-  外国企業の製品或いはサービスに関連する市場調査、展示、宣伝活動。
  -  外国企業の製品販売、サービス提供、中国国内での買付、中国国内の投資に関する連絡活動。
- \* 法律、行政法規或いは国務院が、代表機構が前項の規定の業務活動に従事することについて批准を経なければならないと規定する場合、批准を得なければならない。

#### ◆代表機構の名称

「条例」の第10条に、代表機構の名称について以下の部分から構成すると明確している。同条に、代表機構の名称に含んでいけない内容、文字についても規定している<sup>3</sup>。

-  外国企業の国籍+外国企業の中国語名称+駐在都市の名称+“代表処”

#### ◆代表者の派遣関連

「条例」の第11条は、「外国企業は首席代表を一名任命しなければならない。首席代表は外国企業が書面で権限を与えた範囲内において、外国企業を代表して代表機構登記申請文書に署名をすることができる。」と規定しており、首席代表が外国企業に派遣されなければならないと要求した。

また、同条は、「外国企業は業務の必要に応じて、1 から3 名の代表を派遣することができる。」と規定しており、外国企業から派遣され代表人数について上限を3名としている。

#### ◆年度報告の義務付け

「条例」の第6条に「毎年3月1日から6月30日までの間に登記機関に年度報告を提出しなけれ

<sup>2</sup> 「なお、一部例外として、中国の締結した或いは参加している国際条約、協定に別途規定がある場合は、その規定に従う。但し、中国が声明を保留している場合を除く」と「条例」の第13条に規定している。

<sup>3</sup> 「条例」は、「外国企業常駐代表機構の名称に以下の内容及び文字を含んではならない。(一) 中国国家の安全又は社会の公共利益を損害するもの；(二) 国際組織の名称；(三) 法律、行政法規或いは国務院の規定に禁止されているもの；と規定している。

ばならない。」と規定しており、新規に代表機構に対して登記機構への年度報告が義務付けている。年度報告は以下の内容を含む。

- ✚ 外国企業の合法的な存続状況。
- ✚ 代表機構の業務活動の展開状況
- ✚ その会計士事務所が監査した費用の収支状況などの関連状況。

#### ◆登記、変更の公告義務付け

「条例」の第20条に、「代表機構を設立、変更する際、外国企業は、登記機関の指定するメディアで社会に公告しなければならない。」と規定しており、代表機構の登記、変更について公告義務が付けられた。<sup>4</sup>

#### ◆設立登記、変更、抹消手続関連

「条例」は、代表機構の設立登記、変更、抹消について、それぞれの必要な提出資料、登記変更が必要となる場合などについて詳細に規定した。一方、審査の所要時間、関連証明発行等の所要時間の明確化により、代表機構の関連行政管理透明化の内容も含まれており、今後代表機構の設立登記、変更、抹消関連手続の進捗状況について従来より把握しやすくなる。

#### 【設立登記関連】

設立登記申請の提出資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 代表機構設立登記申請書。</li> <li>✚ 外国企業の住所証明及び2年以上存続しているという合法的な営業証明。</li> <li>✚ 外国企業の規約或いは組織協議。</li> <li>✚ 外国企業の首席代表、代表に対する任命書類。</li> <li>✚ 首席代表、代表の本人確認書類及び略歴。</li> <li>✚ 外国企業と業務交流のある金融機関の発行した資金信用証明。</li> <li>✚ 代表機構の駐在場所の合法的な使用証明。</li> </ul>
申請所要時間	<p><b>15 日</b></p> <p>登記機関は、申請を受理してから15日以内に登記を許可するかどうかの決定を下さなければならず、決定前には必要に応じて関連部門の意見を聞くことができる。</p>
登記証と代表証の発行の所要時間	<p><b>5 日</b></p> <p>登記の許可を決定する場合は、決定日から5日以内に申請人に対して登記証及び代表証の発行を行わなければならない。登記不許可の決定を行う場合は、決定日から5日以内に申請人に対して登録却下通知書を出し、登記不許可の理由を説明しなければならない。</p>

<sup>4</sup> なお、代表機構の抹消又は法律に基づきその設立登記を取り消され、又は登記証の取り消しを受けた場合、登記機関は公告を行う。

【登記変更関連】

変更登記申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 登記事項を変更する場合は、登記事項に変更の発生した日より 60 日以内に登記変更を申請すること。</li> <li>✚ 代表機構の駐在期限が満了した後も業務活動に従事する場合、外国企業は駐在期限が満了する 60 日前までに登記期間に登記変更の申請を行わなければならない。</li> <li>✚ 変更登記事項は、法律、行政法規又は国務院が規定する登記前に批准を経なければならない場合、批准日より 30 日以内変更登記を申請すること。</li> </ul>
変更登記の提出資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 代表機構の登記変更申請書</li> <li>✚ 国家工商行政管理総局が提出を規定している関連文書。</li> <li>✚ 登記事項の変更は、法律、行政法規或いは国務院規定に基づいて登記前に批准を経なければならない場合、関連批准文書を提出すること。</li> </ul>
審査所要時間	<p><b>10 日</b></p> <p>登記機関は、申請を受理した日から 10 日以内に登記変更を許可するかどうかの決定を下すこと。</p>
登記証と代表証の発行の所要時間	<p><b>5 日</b></p> <p>登記変更不許可の決定を行う場合は、決定日より 5 日以内に、申請人に対して登記変更却下通知書を出し、登記変更不許可の理由を説明しなければならない。</p>

【登記抹消関連】

登記抹消の必要な場合 (右のいずれかに該当する場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 外国企業が代表機構を閉鎖する場合。</li> <li>✚ 代表機構の駐在期限が満了し、継続して業務活動に従事できない場合。</li> <li>✚ 外国企業が終了する場合。</li> <li>✚ 代表機構が法律に基づいて批准の取消し或いは閉鎖を命じられる場合。</li> </ul>
登記抹消の提出資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 代表機構登記抹消申請書。</li> <li>✚ 代表機構税務登記抹消証明。</li> <li>✚ 税関、外貨部門が発行する関連事項の手続きが完了していること或いは当該代表機構の関連手続きが未処理であることの証明。</li> <li>✚ 国家工商行政管理総局が提出を規定しているその他の文書</li> </ul> <p>* 法律、行政法規或いは国務院規定が代表機構の活動終了について批准を経なければならないと規定している場合は、関連批准文書を提出しなければならない。</p>
審査所要時間	<p><b>10 日</b></p> <p>登記機関は、申請を受理した日から 10 日以内に登記抹消を許可するかどうかの決定を下すこと。</p>
登記証と代表証返納の所要時間	<p><b>5 日</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 抹消許可の決定を行う場合は、決定日から 5 日以内に抹消許可通知書を出し、登記証及び代表証の返納を受けなければならない。</li> <li>✚ 登記抹消不許可の決定を行う場合は、決定日から 5 日以内に、申請人に対して登記抹消却下通知書を出し、登記抹消不許可の理由を説明しなければならない。</li> </ul>

◆法規違反の処罰について

「条例」では、各種の法規違反状況に対して詳細な処罰方法を規定しており、「弁法」に比べて処罰管理が強化された。また、「条例」は代表機構が本条例の規定に違反して営利性活動に従事した場合、5 万元以上 50 万元以下の罰金を科することができ、最高罰金金額が引き上げられた。

法規違反の場合	処罰
未登録で、勝手に代表機構を設立或いは代表機構業務活動に従事した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 登記機関は活動の停止を命令し、5 万元以上 20 万元以下の罰金に処す。</li> </ul>
代表機構が本条例の規定に違反して営利性活動に従事した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 登記機関は改善を命令し、違法所得を没収し、営利性活動の従事専門に使われた道具、設備、原材料、生産品（製品）などの金銭と物品を没収し、5 万元以上50 万元以下の罰金に処す。</li> <li>✚ 情状が重い場合は、登記証を没収する。</li> </ul>
虚偽の資料の提出或いはその他の詐欺手段で事実を隠匿し、代表機構の登記或いは届出を行った場合、	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 登記機関は改善を命令し、代表機構に対して2 万元以上20 万元以下の罰金に処す。</li> <li>✚ 直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を1,000 元以上1 万元以下の罰金に処す。</li> <li>✚ 情状が重い場合は、登記機関が登記抹消或いは登記証、代表証の抹消を行う。</li> </ul>
登記証、代表証の偽造、修正、貸出、借受、譲渡を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 登記機関は代表機構に対して1 万元以上10 万元以下の罰金に処す。</li> <li>✚ 直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者1,000 元以上1 万元以下の罰金に処す。情状が重い場合は、登記証、代表証を抹消する。</li> </ul>
代表機構が本条例第十四条の規定に違反して業務活動以外の活動に従事した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 登記機関は期限付きの改善を命令する。</li> <li>✚ 期限を過ぎても未改善である場合は、1 万元以上10 万元以下の罰金に処す。情状が重い場合は、登記証を抹消する。</li> </ul>
(一) 本条例の規定に従った年度報告の提出していない。 (二) 登記機関の登記した名称に従って業務活動に従事していない。 (三) 中国政府の関連部門の要求する駐在場所の調整に従わない。 (四) 本条例の規定に従って、その設立や変更状況を公告していない。 (五) 本条例の規定に従った登記変更や登記抹消に関する処理或いは届出を行っていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 左の状況に一つでも当てはまる場合、登記機関は期限付きで改善を命令し、1 万元以上3 万元以下の罰金に処す。期限を過ぎても未改善の場合は、登記証を抹消する。</li> </ul>

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;"><b>中华人民共和国国务院令</b> 第584号</p> <p>《外国企业常驻代表机构登记管理条例》已经2010年11月10日国务院第132次常务会议通过，现予公布，自2011年3月1日起实施。</p> <p>总理 温家宝</p> <p style="text-align: center;">二〇一〇年十一月十九日</p> <p style="text-align: center;"><b>外国企业常驻代表机构登记管理条例</b></p> <p style="text-align: center;">第一章 总 则</p> <p><b>第一条</b> 为了规范外国企业常驻代表机构的设立及其业务活动，制定本条例。</p> <p><b>第二条</b> 本条例所称外国企业常驻代表机构（以下简称代表机构），是指外国企业依照本条例规定，在中国境内设立的从事与该外国企业业务有关的非营利性活动的办事机构。代表机构不具有法人资格。</p> <p><b>第三条</b> 代表机构应当遵守中国法律，不得损害中国国家安全和社会公共利益。</p> <p><b>第四条</b> 代表机构设立、变更、终止，应当依照本条例规定办理登记。 外国企业申请办理代表机构登记，应当对申请文件、材料的真实性负责。</p> <p><b>第五条</b> 国家工商行政管理总局及其授权的地方工商行政管理局是代表机构的登记和管理机关（以下简称登记机关）。 登记机关应当与其他有关部门建立信息共享机制，相互提供有关代表机构的信息。</p> <p><b>第六条</b> 代表机构应当于每年3月1日至6月30日向登记机关提交年度报告。年度报告的内容包括外国企业的合法存续情况、代表机构的业务活动开展情况及其经会计师事务所审计的费用收支情况等相关情况。</p>	<p style="text-align: center;"><b>中華人民共和国国务院令</b> 第584号</p> <p>《外国企業常駐代表機構登記管理條例》は2010年11月10日国务院第132回常務會議を通過したので、ここに公布し、2011年3月1日より実施する。</p> <p>総理 温家宝</p> <p style="text-align: center;">二〇一〇年十一月十九日</p> <p style="text-align: center;"><b>外国企業常駐代表機構登記管理條例</b></p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p><b>第一条</b> 外国企業常駐代表機構の設立及びその業務活動を規範するため、本条例を制定する。</p> <p><b>第二条</b> 本条例という外国企業常駐代表機構（以下、代表機構と略す）とは、外国企業が本条例の規定に基づき、中国国内で設立した当該国企業の業務に関連する非営利性活動を行う事務機構を指す。代表機構は法人の資格を有しない。</p> <p><b>第三条</b> 代表機構は中国の法律を遵守し、中国国家安全及び社会の公共利益を損害してはならない。</p> <p><b>第四条</b> 代表機構の設立、変更、閉鎖は、本条例の規定に基づき登録手続きを行わなければならない。 外国企業が代表機構登録の申請手続きを行う際は、申請書類や資料の真実性に責任を負わなければならない。</p> <p><b>第五条</b> 国家工商行政管理総局及び権限された地方の工商行政管理局は、代表機構の登記管理機関（以下、登記機関と略す）である。 登記機関は、その他の関連部門と共に情報共有体制を構築し、代表機構の関連情報を互いに提供しなければならない。</p> <p><b>第六条</b> 代表機構は、毎年3月1日から6月30日までの間に登記機関に年度報告書を提出しなければならない。年度報告書の内容は、外国企業の合法的な存続状況、代表機構の業務活動の進展状況及びその会計士事務所の監査済みの費用収支状況</p>

<p><b>第七条</b> 代表机构应当依法设置会计账簿，真实记载外国企业经费拨付和代表机构费用收支情况，并置于代表机构驻在场所。 代表机构不得使用其他企业、组织或者个人的账户。</p> <p><b>第八条</b> 外国企业委派的首席代表、代表以及代表机构的工作人员应当遵守法律、行政法规关于出入境、居留、就业、纳税、外汇登记等规定；违反规定的，由有关部门依照法律、行政法规的相关规定予以处理。</p> <p style="text-align: center;">第二章 登记事项</p> <p><b>第九条</b> 代表机构的登记事项包括：代表机构名称、首席代表姓名、业务范围、驻在场所、驻在期限、外国企业名称及其住所。</p> <p><b>第十条</b> 代表机构名称应当由以下部分依次组成：外国企业国籍、外国企业中文名称、驻在城市名称以及“代表处”字样，并不得含有下列内容和文字： (一) 有损于中国国家安全或者社会公共利益的； (二) 国际组织名称； (三) 法律、行政法规或者国务院规定禁止的。 代表机构应当以登记机关登记的名义从事业务活动。</p> <p><b>第十一条</b> 外国企业应当委派一名首席代表。首席代表在外国企业书面授权范围内，可以代表外国企业签署代表机构登记申请文件。 外国企业可以根据业务需要，委派1至3名代表。</p> <p><b>第十二条</b> 有下列情形之一的，不得担任首席代表、代表： (一) 因损害中国国家安全或者社会公共利益，被判处刑罚的； (二) 因从事损害中国国家安全或者社会公共利益等违法活动，依法被撤销设立登记、吊销</p>	<p>などの関連状況を含む。</p> <p><b>第七条</b> 代表機構は、法律に基づき会計帳簿を作成し、事実に基づいた外国企業の経費支払い状況、代表機構の費用の収支状況並びに代表機構の駐在所在地についての記載しなければならない。代表機構は、他の企業、組織、或いは個人の口座を使用してはならない。</p> <p><b>第八条</b> 外国企業が派遣した首席代表、代表及び代表機構の職員は、法律、行政法规、出入国、居留、就業、納税、外貨登録などに関する規定を遵守しなければならない。 規定に違反した場合は、関連部門が法律、行政法规の関連規定に基づき処分を行う。</p> <p style="text-align: center;">第二章 登記事項</p> <p><b>第九条</b> 代表機構の登記事項は以下の内容を含む。代表機構の名称、首席代表者氏名、業務範囲、駐在所在地、駐在期限、外国企業の名称及びその住所。</p> <p><b>第十条</b> 代表機構の名称は、以下の内容によって構成されなければならない。外国企業の国籍、外国企業の中国語名称、駐在都市の名称並びに“代表处”の文字。且つ、以下の内容及び文字を含んではならない。 (一) 中国国家安全又は社会の公共利益を損害するもの (二) 国際組織の名称 (三) 法律、行政法规或いは国务院の規定により禁止されているもの 代表機構は登記機関に登録した名称を以って業務活動を行わなければならない。</p> <p><b>第十一条</b> 外国企業は首席代表を一名任命しなければならない。首席代表は外国企業が書面にて授權された範囲内において、外国企業を代表し代表機構登記申請文書に署名をすることができる。外国企業は業務上の需要に応じて、1から3名の代表を派遣することができる。</p> <p><b>第十二条</b> 以下の状況のいずれかに該当する場合は、首席代表、代表の職に就いてはいけない。 (一) 中国の国家安全又は社会公共利益を損害し、刑事処罰を受けたこと。 (二) 中国の国家安全又は社会公共利益を損害する違法活動に従事して、法律に基づき設立登記を</p>
--	---

登记证或者被有关部门依法责令关闭的代表机构的首席代表、代表，自被撤销、吊销或者责令关闭之日起未逾5年的；

(三) 国家工商行政管理总局规定的其他情形。

**第十三条** 代表机构不得从事营利性活动。中国缔结或者参加的国际条约、协定另有规定的，从其规定，但是中国声明保留的条款除外。

**第十四条** 代表机构可以从事与外国企业业务有关的下列活动：

(一) 与外国企业产品或者服务有关的市场调查、展示、宣传活动；

(二) 与外国企业产品销售、服务提供、境内采购、境内投资有关的联络活动。

法律、行政法规或者国务院规定代表机构从事前款规定的业务活动须经批准的，应当取得批准。

**第十五条** 代表机构的驻在场所由外国企业自行选择。

根据国家安全和社会公共利益需要，有关部门可以要求代表机构调整驻在场所，并及时通知登记机关。

**第十六条** 代表机构的驻在期限不得超过外国企业的存续期限。

**第十七条** 登记机关应当将代表机构登记事项记载于代表机构登记簿，供社会公众查阅、复制。

**第十八条** 代表机构应当将登记机关颁发的外国企业常驻代表机构登记证（以下简称登记证）置于代表机构驻在场所的显著位置。

**第十九条** 任何单位和个人不得伪造、涂改、出租、出借、转让登记证和首席代表、代表的代表证（以下简称代表证）。

登记证和代表证遗失或者毁坏的，代表机构应当在指定的媒体上声明作废，申请补领。

登记机关依法作出准予变更登记、准予注销

撤回され、取り消され又は関連部門による法律に基づき閉鎖命じられた代表機構の首席代表、代表であり、撤回・取消・閉鎖命令を受けた日より5年間以内。

(三) 国家工商行政管理総局の規定するその他の状況

**第十三条** 代表機構は営利性活動に従事してはならない。

中国が締結する又は参加した国際条約、協定に別途規定がある場合、関連規定に基づくが、中国が保留と声明した条項を除く。

**第十四条** 代表機構は外国企業の業務に係わる以下の活動に従事できる。

(一) 外国企業の製品又はサービスに関連するマーケティング調査、展示、宣伝活動。

(二) 外国企業の製品販売、サービス提供、域内購入、域内投資に係わる連絡活動。

1. 法律、行政法規又は国务院は代表機構が前項に掲載した業務活動に従事するために、事前に批准を経なければならないと規定する場合、批准を経なければならない。

**第十五条** 代表機構の駐在場所について、外国企業は自らで選択できる。

国家の安全及び社会公共利益の需要に応じて、関連部門は代表機構に駐在場所の調整を要求することができ、しかも早速に登記機関に通知しなければならない。

**第十六条** 代表機構の駐在期間は、外国企業の存续期限を超過してはいけない。

**第十七条** 登記機関は、代表機構の登記事項を代表機構登記簿に記載し、社会公衆に閲覧、複製を提供しなければならない。

**第十八条** 代表機構は、登記機関の発行した外国企業常驻代表機構登記証（以下、「登記証」と略称）を代表機構の駐在場所の目立つ位置に置かななければならない。

**第十九条** 如何なる単位及び個人も、登記証及び首席代表、代表の代表証（以下、代表証と略称）を偽造・修正・貸出・譲渡を行ってはいけない。

登記証と代表証を紛失し又は壊す場合、登記機関は指定されたメディアで登記証・代表証が無効になると声明し、且つ新しい登記証・代表証を申



登记、撤销变更登记、吊销登记证决定的，代表机构原登记证和原首席代表、代表的代表证自动失效。

**第二十条** 代表机构设立、变更，外国企业应当在登记机关指定的媒体上向社会公告。

代表机构注销或者被依法撤销设立登记、吊销登记证的，由登记机关进行公告。

**第二十一条** 登记机关对代表机构涉嫌违反本条例的行为进行查处，可以依法行使下列职权：

- (一) 向有关的单位和个人调查、了解情况；
- (二) 查阅、复制、查封、扣押与违法行为有关的合同、票据、账簿以及其他资料；
- (三) 查封、扣押专门用于从事违法行为的工具、设备、原材料、产品（商品）等财物；
- (四) 查询从事违法行为的代表机构的账户以及与存款有关的会计凭证、账簿、对账单等。

### 第三章 设立登记

**第二十二条** 设立代表机构应当向登记机关申请设立登记。

**第二十三条** 外国企业申请设立代表机构，应当向登记机关提交下列文件、材料：

- (一) 代表机构设立登记申请书；
- (二) 外国企业住所证明和存续2年以上的合法营业证明；
- (三) 外国企业章程或者组织协议；
- (四) 外国企业对首席代表、代表的任命文件；
- (五) 首席代表、代表的身份证明和简历；
- (六) 同外国企业有业务往来的金融机构出具的资金信用证明；
- (七) 代表机构驻在场所的合法使用证明。

法律、行政法规或者国务院规定设立代表机构须经批准的，外国企业应当自批准之日起90日内向登记机关申请设立登记，并提交有关批准文件。

請しなければならない。

登記機関は法律に基づき、登記変更、登記抹消、変更登録の撤回、登記証の取り消しを決定した場合、代表機構の元の登記証及び元の首席代表、代表の代表証は自動的に失効する。

**第二十条** 代表機構の設立、変更に当たり、外国企業は、登記機関に指定されるメディアで社会に公告しなければならない。

代表機構の抹消又は法律に基づいてその設立登記が撤回され、取り消され、又は登記証の取り消しを受けた場合、登記機関は公告を行う。

**第二十一条** 登記機関は、代表機構の本条例に違反する嫌疑のかかる行為に対して、法律に基づき下記の職権を行使できる。

- (一) 関連単位及び個人に調査、状況を了解すること。
- (二) 違法行為に係わる契約・手形・帳簿及び他の資料を査閲、複製、差し押さえ、押収すること。
- (三) 違法行為の従事に専用の道具、設備、原材料、製品（商品）等の財物を差し押さえ、押収すること。
- (四) 違法行為に従事する代表機構の口座及び預金に関連する会計証明、帳簿、入金証明等を取調べること。

### 第三章 設立登記

**第二十二条** 代表機構を設立するに当たり、登記機関に設立登記を申請しなければならない。

**第二十三条** 外国企業は代表機構の設立を申請する場合、登記機関に以下の文書・資料を提出しなければならない。

- (一) 代表機構設立の登記申請書。
- (二) 外国企業の住所証明及び2年以上存続していることを証明する合法的な営業証明。
- (三) 外国企業の定款又は組織協議。
- (四) 外国企業は首席代表、代表に授与した任命書類。
- (五) 首席代表、代表の身分証明及び略歴。
- (六) 当該外国企業と取引のある金融機関による発行した資金信用証明。
- (七) 代表機構の駐在場所に関する合法的な使用証明。

法律、行政法規もしくは国务院による設置した代表機構の批准が必須となる場合、外国企業は批准日より90日以内に、登記機関へ設立の登記申請

中国締結或者参加の国際条約、協定規定可以設立从事営利性活動の代表機構的、还应当依照法律、行政法規或者国务院規定提交相应文件。

**第二十四条** 登記机关应当自受理申請之日起15日内作出是否准予登記的決定，作出決定前可以根据需要征求有关部门的意见。作出准予登記決定的，应当自作出決定之日起5日内向申請人頒發登記証和代表証；作出不予登記決定的，应当自作出決定之日起5日内向申請人出具登記駁回通知書，說明不予登記的理由。

登記証簽發日期为代表機構成立日期。

**第二十五条** 代表機構、首席代表和代表凭登記証、代表証申請辦理居留、就業、納稅、外匯登記等有关手續。

#### 第四章 變更登記

**第二十六条** 代表機構登記事項發生變更，外国企業应当向登記机关申請變更登記。

**第二十七条** 變更登記事項的，应当自登記事項發生變更之日起60日内申請變更登記。

變更登記事項依照法律、行政法規或者国务院規定在登記前須經批准的，应当自批准之日起30日内申請變更登記。

**第二十八条** 代表機構駐在期限屆滿后繼續从事業務活動的，外国企業应当在駐在期限屆滿前60日内向登記机关申請變更登記。

**第二十九条** 申請代表機構變更登記，应当提交代表機構變更登記申請書以及国家工商行政管理總局規定提交的相关文件。

變更登記事項依照法律、行政法規或者国务院規定在登記前須經批准的，还应当提交有关批准文件。

**第三十条** 登記机关应当自受理申請之日起10日内作出是否准予變更登記的決定。作出准予變更登記決定的，应当自作出決定之日起5日内換

を行い、且つ関連批准文書を提出しなければならない。

中国が締結したもしくは参加している国際条約、協定に基づき、営利性活動に従事する代表機構の設立を許可する場合、法律、行政法規もしくは国务院の規定に従い、関連書類を提出しなければならない。

**第二十四条** 登記機關は、申請受理日15日以内に登記の許可について決定を行い、決定前には必要に応じて関連部門の意見を聴取することができる。登記を許可する場合は、決定日より5日以内に申請人向けの登記証及び代表証を発行しなければならない。登記を拒否する場合は、決定日より5日以内に申請人向けの登記却下通知書を出し、登記拒否の理由を説明しなければならない。

登記証の発行日を代表機構の成立日とする。

**第二十五条** 代表機構、首席代表及び代表は、登記証、代表証に基づき、居留、就業、納稅、外貨登記など関連手続きを行う。

#### 第四章 登記變更

**第二十六条** 代表機構の登記事項に變更のある場合、外国企業は登記機關に対し、登記變更を申請しなければならない。

**第二十七条** 登記事項を變更する場合、登記事項の變更發生日より60日以内に登記變更を申請しなければならない。

法律、行政法規もしくは国务院の規定に基づき、事前に申請して認可される必要のある登記事項變更は、批准日より30日以内に登記變更を申請しなければならない。

**第二十八条** 代表機構は、駐在期限の満了後、業務活動の従事を継続する場合、外国企業は駐在期限満了前の60日以内に登記機關に登記變更を申請しなければならない。

**第二十九条** 代表機構の登記變更を申請するに当たり、「代表機構登記變更申請書」及び国家工商行政管理總局が規定する関連文書を提出しなければならない。

法律、行政法規もしくは国务院の規定に基づき、登記前に批准を経なければならない登記事項變更は、関連批准文書を提出しなければならない。

**第三十条** 登記機關は、申請受理日より10日以内に、登記變更について決定を行う。登記變更を許可する場合は、決定日より5日以内に登記証及び

发登记证和代表证；作出不予变更登记决定的，应当自作出决定之日起 5 日内向申请人出具变更登记驳回通知书，说明不予变更登记的理由。

**第三十一条** 外国企业的有权签字人、企业责任形式、资本（资产）、经营范围以及代表发生变更的，外国企业应当自上述事项发生变更之日起 60 日内向登记机关备案。

## 第五章 注销登记

**第三十二条** 有下列情形之一的，外国企业应当在下列事项发生之日起 60 日内向登记机关申请注销登记：

- (一) 外国企业撤销代表机构；
- (二) 代表机构驻在期限届满不再继续从事业务活动；
- (三) 外国企业终止；
- (四) 代表机构依法被撤销批准或者责令关闭。

**第三十三条** 外国企业申请代表机构注销登记，应当向登记机关提交下列文件：

- (一) 代表机构注销登记申请书；
- (二) 代表机构税务登记注销证明；
- (三) 海关、外汇部门出具的相关事宜已清理完结或者该代表机构未办理相关手续的证明；
- (四) 国家工商行政管理总局规定提交的其他文件。

法律、行政法规或者国务院规定代表机构终止活动须经批准的，还应当提交有关批准文件。

**第三十四条** 登记机关应当自受理申请之日起 10 日内作出是否准予注销登记的决定。作出准予注销决定的，应当自作出决定之日起 5 日内出具准予注销通知书，收缴登记证和代表证；作出不予注销登记决定的，应当自作出决定之日起 5 日内向申请人出具注销登记驳回通知书，说明不予注销登记的理由。

## 第六章 法律责任

代表证的更新発行を行わなければならない。登記変更を拒否する場合は、決定日より 5 日以内に、申請人向けの登記変更却下通知書を発行し、拒否の理由を説明しなければならない。

**第三十一条** 外国企業の代表署名者（署名権を持つ者）、企業責任形式、資本（資産）、経営範囲及び代表が変更される場合、外国企業は上述事項の変更発生日より 60 日以内に登記機関へ届出しなければならない。

## 第五章 登記抹消

**第三十二条** 下記状況のいずれに該当する場合、外国企業は当該事項の発生日より 60 日以内に、登記機関へ登記取消の申請を行わなければならない。

- (一) 外国企業が代表機構を閉鎖する場合。
- (二) 代表機構の駐在期限が満了し、業務活動を継続しない場合。
- (三) 外国企業自身は終了となる場合。
- (四) 代表機構が法律に基づいて批准の取消し或いは閉鎖を命じられる場合。

**第三十三条** 外国企業は代表機構の登記取消を申請するに当たり、登記機関に以下の書類を提出しなければならない。

- (一) 代表機構登記取消申請書。
- (二) 代表機構税务登記取消証明。
- (三) 税関、外貨部門が発行する関連事項の手続きが完了していること或いは当該代表機構の関連手続きが未処理であることの証明。
- (四) 国家工商行政管理総局が提出を規定しているその他の文書

法律、行政法規或いは国务院規定が代表機構の活動終了について批准を経なければならないと規定している場合は、関連批准文書を提出しなければならない。請しなければならない。

**第三十四条** 登記機関は、申請を受理した日から 10 日以内に、登録抹消をするかどうかの決定を下さなければならない。抹消許可の決定を行う場合は、決定日から 5 日以内に抹消許可通知書を出し、登記証及び代表証の返納を受けなければならない。登記抹消不許可の決定を行う場合は、決定日から 5 日以内に、申請人に対して登記抹消却下通知書を出し、登記抹消不許可の理由を説明しなければならない。

## 第六章 法律責任

**第三十五条** 未经登记,擅自设立代表机构或者从事代表机构业务活动的,由登记机关责令停止活动,处以 5 万元以上 20 万元以下的罚款。

代表机构违反本条例规定从事营利性活动的,由登记机关责令改正,没收违法所得,没收专门用于从事营利性活动的工具、设备、原材料、产品(商品)等财物,处以 5 万元以上 50 万元以下罚款;情节严重的,吊销登记证。

**第三十六条** 提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒真实情况,取得代表机构登记或者备案的,由登记机关责令改正,对代表机构处以 2 万元以上 20 万元以下的罚款,对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以 1000 元以上 1 万元以下的罚款;情节严重的,由登记机关撤销登记或者吊销登记证,缴销代表证。

代表机构提交的年度报告隐瞒真实情况、弄虚作假的,由登记机关责令改正,对代表机构处以 2 万元以上 20 万元以下的罚款;情节严重的,吊销登记证。

伪造、涂改、出租、出借、转让登记证、代表证的,由登记机关对代表机构处以 1 万元以上 10 万元以下的罚款;对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以 1000 元以上 1 万元以下的罚款;情节严重的,吊销登记证,缴销代表证。

**第三十七条** 代表机构违反本条例第十四条规定从事业务活动以外活动的,由登记机关责令限期改正;逾期未改正的,处以 1 万元以上 10 万元以下的罚款;情节严重的,吊销登记证。

**第三十八条** 有下列情形之一的,由登记机关责令限期改正,处以 1 万元以上 3 万元以下的罚款;逾期未改正的,吊销登记证:

- (一) 未依照本条例规定提交年度报告的;
- (二) 未按照登记机关登记的名义从事业务活动的;
- (三) 未按照中国政府有关部门要求调整驻在场所的;
- (四) 未依照本条例规定公告其设立、变更

**第三十五条** 登記せずに勝手に代表機構を設立或いは代表機構の業務活動に従事した場合、登記機関は活動の停止を命令し、5 万元以上20 万元以下の罰金に処す。

代表機構が本条例の規定に違反し営利性活動に従事した場合、登記機関は改善を命令し、違法所得を没収し、営利性活動の従事専門に使われた道具、設備、原材料、生産品(製品)などの金銭と物品を没収し、5 万元以上50 万元以下の罰金に処す。情状が重い場合は、登記証を抹消する。

**第三十六条** 虚偽の資料の提出或いはその他の詐欺手段で事実を隠匿し、代表機構の登記或いは届出をする場合、登記機関は改善を命令し、代表機構に対して2万元以上20 万元以下の罰金に処す。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を1,000 元以上1 万元以下の罰金に処す。情状が重い場合は、登記機関が登記抹消或いは登記証、代表証の抹消を行う。

代表機構の提出した年度報告に事実隠匿や虚偽の報告がなされていた場合、登記機関は改善を命令し、代表機構を2 万元以上20 万元以下の罰金に処す。情状が重い場合は、登記証を抹消する。

登記証、代表証の偽造、修正、貸出、借受、譲渡を行った場合、登記機関は代表機構に対して1 万元以上10 万元以下の罰金に処す。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者を1,000 元以上1 万元以下の罰金に処す。情状が重い場合は、登記証、代表証を抹消する。

**第三十七条** 代表機構が本条例第十四条の規定に違反して業務活動以外の活動に従事した場合、登記機関は期限付きの改善を命令する。期限を過ぎても未改善である場合は、1 万元以上10 万元以下の罰金に処す。情状が重い場合は、登記証を抹消する。

**第三十八条** 以下の状況のいずれかを該当する場合、登記機関は期限付きで改善を命令し、1 万元以上3 万元以下の罰金に処す。期限を過ぎても未改善の場合は、登記証を抹消する。

- (一) 本条例の規定に基づき年度報告の提出しない場合。
- (二) 登記機関の登記した名称に基づき業務活動に従事しない場合。
- (三) 中国政府関連部門の要求通りに駐在場所を

<p>情况的； （五）未依照本条例规定办理有关变更登记、注销登记或者备案的。</p>	<p>調整しない場合。 （四）本条例の規定に基づきその設立や変更状況を公告しない場合。 （五）本条例の規定に基づき登記変更や登記抹消届出しない場合。</p>
<p><b>第三十九条</b> 代表机构从事危害中国国家安全或者社会公共利益等严重违法活动的，由登记机关吊销登记证。 代表机构违反本条例规定被撤销设立登记、吊销登记证，或者被中国政府有关部门依法责令关闭的，自被撤销、吊销或者责令关闭之日起5年内，设立该代表机构的外国企业不得在中国境内设立代表机构。</p>	<p><b>第三十九条</b> 代表機構が中国国家安全或いは社会の公共利益に危害を与えるなどの違法活動に従事した場合、登記機関は登記証を抹消する。代表機構は、本条例の規定に違反して登記設立の取り消し、登記証の抹消を受け、或いは中国政府の関連部門から法律に基づいて閉鎖を命令された場合、取り消し、抹消或いは閉鎖を命じられた日から5年間は、当該代表機構を設立した外国企業は中国域内で代表機構を設立してはいけない。</p>
<p><b>第四十条</b> 登记机关及其工作人员滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊，未依照本条例规定办理登记、查处违法行为，或者支持、包庇、纵容违法行为的，依法给予处分。</p>	<p><b>第四十条</b> 登記機関及びその職員が、職権を濫用し、職務を怠り、私欲に駆られ、本条例の規定に基づき登記手続き、違法行為の取調べをせず、或いは違法行為の支持、擁護、追従を行った場合、法律に基づき処分をする。</p>
<p><b>第四十一条</b> 违反本条例规定，构成违反治安管理行为的，依照《中华人民共和国治安管理处罚法》的规定予以处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任</p>	<p><b>第四十一条</b> 本条例の規定に違反し、治安管理中に違反する行為を構成する場合、《中華人民共和國治安管理処罰法》の規定に基づき処罰を下す。犯罪を構成する場合は、法律に基づき刑事責任を追及する。</p>
<p>第七章 附 則</p>	
<p><b>第四十二条</b> 本条例所称外国企业，是指依照外国法律在中国境外设立的营利性组织。</p>	<p><b>第四十二条</b> 本条例でいう外国企業とは、外国の法律に基づき中国域外で設立した営利性組織を指す。</p>
<p><b>第四十三条</b> 代表机构登记的收费项目依照国务院财政部门、价格主管部门的有关规定执行，代表机构登记的收费标准依照国务院价格主管部门、财政部门的有关规定执行。</p>	<p><b>第四十三条</b> 代表機構登記の費用項目は、國務院の財政部門、価格主管部門の関連規定に基づき執行し、代表機構登記の費用基準は國務院の価格主管部門、財政部門の関連規定に基づき執行する。</p>
<p><b>第四十四条</b> 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区企业在中国境内设立代表机构的，参照本条例规定进行登记管理。</p>	<p><b>第四十四条</b> 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地域の企業が中国域内で代表機構を設立する場合、本条例の規定を照らし、登記管理を行う。</p>
<p><b>第四十五条</b> 本条例自2011年3月1日起实施。1983年3月5日经国务院批准，1983年3月15日原国家工商行政管理局发布的《关于外国企业常驻代表机构登记管理办法》同时废止。</p>	<p><b>第四十五条</b> 本条例は2011年3月1日から実施する。1983年3月5日に國務院の批准を経て、1983年3月15日に元の国家工商行政管理局が公布した《外国企業常駐代表機構登記管理弁法》は同時に廃止する。</p>

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくご願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課**

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233  
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯証大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250